

「きらめく水のふるさと磐梯」^{みずみらい}湖美来基金設置要綱

猪苗代湖・裏磐梯湖沼水環境保全対策推進協議会

1 趣旨

「きらめく水のふるさと磐梯」^{みずみらい}湖美来基金（以下「基金」という。）は、猪苗代湖及び裏磐梯湖沼流域における水環境の保全に関する活動を情報発信し、広く理解と支援の輪を広げることにより流域における水環境保全活動の推進を図り、また、県民ボランティア等が一体となって行う実践活動を支援するなど猪苗代湖及び裏磐梯湖沼群を美しいまま未来の世代に引き継いでいくことに寄与することを目的として設置する。

2 基金の構成

基金は「きらめく水のふるさと磐梯」^{みずみらい}湖美来クラブ会費及び募金等をもって構成する。

3 基金の会計処理

基金は特別会計で経理するものとする。

4 基金の使途

- (1) 基金は流域内の水環境保全活動に対する助成事業経費、普及啓発事業経費及び実践活動経費に充てるものとする。
- (2) 基金は年度ごとに必要額を取り崩して充当するものとする。

5 適正な運営

流域内の水環境保全活動に対する助成事業の運営に当たっては、公正、適正を保つため、審査委員会に諮問するものとする。

6 委任

この要綱に定めるもののほか必要な事項は、会長が別に定める。

附則

この要綱は、平成14年7月29日から施行する。

この要綱は、平成24年4月27日から施行する。